令和2年10月臨時会会議録

令和 2 年 1 0 月 3 0 日 金曜日 午前 1 0 時 0 0 分開会 議長下山准一 副議長新田道尋

出席議員(17名)

1番	佐	藤	悦	子	議員	3番	叶	内	恵	子	議員
4番	八	鍬	長	_	議員	5番	今	田	浩	徳	議員
6番	押	切	明	弘	議員	7番	Щ	科	春	美	議員
8番	庄	司	里	香	議員	9番	佐	藤	文	_	議員
10番	山	科	正	仁	議員	11番	新	田	道	尋	議員
12番	奥	山	省	三	議員	13番	下	山	准	_	議員
14番	石	JII	正	志	議員	15番	小	嶋	富	弥	議員
16番	佐	藤	卓	也	議員	17番	髙	橋	富美	€ 子	議員
18番	小	野	周	_	議員						

欠 席 議 員(0名)

欠 員(1名)

出席要求による出席者職氏名

市		長	Щ	尾	順	紀	昆	副	†	î	長	小	松		孝
教	育	長	高	野		博	糸	総	務	課	長	関		宏	之
総介	合政策調	果長	渡	辺	安	志	貝	材	政	課	長	亚	向	真	也
農	林 課	長	三	浦	重	実	者	都 市	ĵ 整	備 課	長	長	沢	祐	_

事務局出席者職氏名

局長滝口英憲総務主査叶内敏彦主任小田桐まなみ

議事日程

令和2年10月30日 金曜日 午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 会期決定

日程第3 議案第105号新庄市農業委員会委員の任命について

日程第4 議案第104号令和2年度新庄市一般会計補正予算(第8号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

開 会

下山准一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。

これより令和2年10月新庄市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議 事日程によって進めます。

日程第1会議録署名議員指名

下山准一議長 日程第1会議録署名議員の指名を 行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において八鍬長一君、佐藤卓也君の両名を指名いたします。

日程第2会 期 決 定

下山准一議長 日程第2会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長石川正志君。

(石川正志議会運営委員長登壇)

石川正志議会運営委員長 おはようございます。

それでは、議会運営委員会における協議の経 過と結果について報告いたします。

去る10月26日午前10時より、議員協議会室に おいて議会運営委員6名出席の下、執行部から 副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席 を求め議会運営委員会を開催し、本日招集され ました令和2年10月臨時会の運営について協議をしたところであります。

このたび提出されます案件は、議案1件、補 正予算1件であります。会期につきましては、 本日10月30日、1日と決定いたしました。

案件の取扱いにつきましては、臨時会でありますので委員会への付託を省略して、直ちに本日の本会議において審議をお願いいたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げ、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

下山准一議長 お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、ただいま議会運営委員 長から報告のとおり、10月30日、本日1日にし たいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、 会期は10月30日、1日と決しました。

日程第3議案第105号新庄市農 業委員会委員の任命について

下山准一議長 日程第3議案第105号新庄市農業 委員会委員の任命についてを議題といたします。 提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

臨時議会の開催に御出席いただきまして、誠 にありがとうございます。

それでは、議案第105号新庄市農業委員会委 員の任命について御説明申し上げます。

本案は、現時点で欠員が生じている新庄市農業委員会委員1名について新たに任命するため、 農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定 により議会の同意をお願いするものであります。 新たに任命をしようとする方は早坂浩樹さんで、任期は令和5年7月19日までであります。 参考といたしまして候補者の経歴を添付しておりますが、本市の農業を振興していく上で誠にふさわしい方であると存じます。

御審議いただき、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

下山准一議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第105号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、 議案第105号は委員会への付託を省略すること に決しました。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論 を省略し、直ちに採決したいと思います。これ に御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、 議案第105号は直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第105号新庄市農業委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、 議案第105号はこれに同意することに決しました。

日程第4議案第104号令和2年 度新庄市一般会計補正予算(第8 号) 下山准一議長 日程第4議案第104号令和2年度 新庄市一般会計補正予算(第8号)を議題とい たします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第104号令和2年 度新庄市一般会計補正予算について御説明申し 上げます。

このたびの補正予算につきましては、本年7月28日に発生した豪雨災害で被災した箇所の復旧費用を追加するものであります。

補正予算書1ページ、一般会計補正予算でありますが、歳入歳出それぞれ9,229万7,000円を追加し、補正後の予算総額を247億9,953万円とするものであります。

3ページの第2表におきましては、7月豪雨 災害の復旧に係る災害・経営安定対策資金等の 利子補給についての債務負担行為を設定してお ります。

また、第3表におきましては、災害復旧事業 に係る地方債を追加補正しております。

6ページからの歳入につきましては、13款に 農地等災害復旧事業における受益農家からの分 担金を計上しております。

また、15款国庫支出金には河川の災害復旧に 係る国庫負担金を、16款県支出金には農地の災 害復旧等に係る県補助金を計上しております。

次に、8ページからの歳出予算の主な補正内 容について御説明申し上げます。

内容といたしましては、11款災害復旧費に計上しておりますが、農地及び河川における災害復旧事業費のほか、林道の修繕に係る費用を計上しております。また、被災者農地等の緊急復旧のための助成措置として小規模農地等災害緊急復旧事業費補助金や損害を受けた農業機械等の取得に対する交付金、さらには生産回復のための薬剤や肥料などの購入に対する補助金など

を計上しております。

私からの説明は以上でありますが、詳細につきましては財政課長に説明させますので、御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

下山准一議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第104号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、 議案第104号は委員会への付託を省略すること に決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 10番(山科正仁議員) 議長、山科正仁。

下山准一議長 山科正仁君。

10番(山科正仁議員) それでは、私のほうから補正予算に関する質問をさせていただきます。 補正予算書の6ページなんですが、歳入に関してです。16款2項9目1節の説明欄にあります強い農業・担い手づくり総合支援交付金、被災農業者支援型となっておりますが、この交付金の国、県、市の負担割合はどのようになっているでしょうか。

続きまして、歳出のほうの8ページになります。11款1項1目18節の説明欄にあります、同じく強い農業・担い手づくり総合支援交付金、これの申請者数、それから被害の総額をどの程度把握しているかということと、申請された農業者の方の自己負担の割合は幾らでしょうか。よろしくお願いいたします。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

下山准一議長 農林課長三浦重実君。

三浦重実農林課長 おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、歳入につきまして、強い農業・担 い手づくり総合支援交付金につきまして、その 内容についてまず御説明をさせていただきます。 強い農業・担い手づくり総合支援交付金につ きましては被災されました農家への支援型とい うことで、その目的でございますけれども、ト ラクター、コンバイン、乾燥機等、畑地区にお きまして機械格納庫の浸水によります機械の買 換え費用という形で御理解をいただきたいと思 っております。

また、その申請につきましては、6戸の農家と、また33件、1つの機械、一家でトラクター、乾燥機またはコンバインと数ありますので約33となっております。また、その申請額につきましては、トータル6,186万2,500円となっております。

負担割合につきましては、国が12分の6、県12分の2、市が12分の1、自己負担割合につきましては12分の3ということで、1,611万6,000円の見積りの中での御負担というふうな形でお願いをしているところでございます。

歳出につきましても、そのような形で歳出を させていただいております。以上でございます。

10番(山科正仁議員) 議長、山科正仁。

下山准一議長 山科正仁君。

10番(山科正仁議員) 農業者の自己負担割合が12分の3ということで、こちらのほうは仮に、前も災害のときあったわけですけれども、なかなか自己負担分が賄えないということで救済なされなかったというふうな轍がありました。同じようなことにならないように、分担金を払えない農業者への救済措置というふうな点という点を1つと、あと、例えば、今トラクター、コンバイン、それから乾燥機等が水没して使えなくなったということで関係に加入していまして、共済からも一応下りるということで、それをまたいろんな面に使えるなという点で大変いいと思いますが、実際は共済はやはり強制加入ではないものですから、

任意で入っている人もいれば入っていない人もいる。つまり、この交付金を得ることによって強い農家は確かに、強い農家といいますか、継続性のある、これからやる気のある農家は確かにすると思うんですが、まさにもうやっとやっているような農家の方々、申請なさらなかった方とかそういう方の救済はどうなっているのかという点をお聞きしたいと思います。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

下山准一議長 農林課長三浦重実君。

三浦重実農林課長 今の強い農業につきまして、12分の3の御負担、なかなか大変であるということは私も理解をしているところでございます。そこで、この1,611万6,000円総額の中で、無利子による貸付事業ということで、災害・経営安定対策資金利子補給制度というものを御利用いただければなというふうに予算上計上させていただいております。

その中身につきましては、今現在、9月末の 基準金利が1.6%となっておりますけれども、 その0.8%につきまして、県が0.532、市が 0.268の負担をしまして0.8%の負担分とします。 それで、残りの0.8につきましては貸付金融機 関で負担をいただくという形で、何といいます か、自己負担分直接の支援という形はできませ んでしたけれども、もし借りた場合の利子補給 という形での支援をさせていただきたいと考え ておるところでございます。

実際8月8日に現場のほうを伺いましたし、 その後も何度か被災された皆様の機械の買換え について御相談をさせていただいているところ でございますけれども、この制度を利用したい というふうなことで御相談は今現在受けていな い状況でございます。以上です。

10番(山科正仁議員) 議長、山科正仁。 下山准一議長 山科正仁君。

10番(山科正仁議員) 言わんとすることは分かりますし、借入れをしてまで継続したいとい

う農家は、恐らくいわゆる強い農家というか、 今現在きちんと基盤がもう決まっていると、これからやっていくという意欲のある農家だと思うんですが、今非常に農家で多いのでは、いつどうなるか分からないという不安があって農家をしているというのが多いんです。恐らく畑地域の方々の中でも、一生懸命これからやっていこうと意欲のある農家と、今回の水没でもうどうしようもないと、交付金をもらってまでも継続するメリットがあるのかなと思っている農家もいらっしゃるはずなんです。

ですから、もしこれが今回議会を通過しまして執行されるといった場合に、交付金、それから救済措置をいろいろ取った場合に得られる効果、この交付金を交付することによってどれだけの効果が上がるかという点はどのように考えておられますか。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

下山准一議長 農林課長三浦重実君。

三浦重実農林課長 交付金による効果ということでございますけれども、今現在、御希望を取って、実際に6,186万2,000円の機械を購入されて稼働しております。コンバインにつきましては、この資金を使って既に購入されている方もおりますし、乾燥機についても設置をして使っておられる方もおります。ですから効果的には、私たちは、前倒しという形で国が認めていただいているものですから、希望なさっている方につきましては御利用いただいているというふうに自覚をしております。

また、畑地区に限りましては移転というふう な問題も含んでおります。それで、私どもも 人・農地プランということで、今後、中心経営 体としてどなたがどのような農業経営をやって いくんだろうかというふうなことで、一度でございますけれども、災害が起きる前に御相談を させていただいた経緯がございます。これから 農林課として今後の担い手の育成につきまして

は深く関わっていきたいなと考えているところでございます。以上です。

下山准一議長 ほかにありませんか。

3 番(叶内恵子議員) 議長、叶内恵子。

下山准一議長 叶内恵子さん。

3 番(叶内恵子議員) それでは、まずは歳入の3ページの地方債補正の関連するところを申し上げますと、農地災害復旧事業費670万円というところ、そして歳入に当たっては、7ページ、22款1項7目2節、これは先ほど申しました市債の農林水産業施設災害復旧債670万円と、次には6ページの13款、災害復旧費分担金、そして8ページの11款1項1目農地災害復旧費の内訳、説明書の中で工事請負費の1,683万5,000円、この部分全て関連するかと思いますので質問させていただきます。

まずお尋ねしたいのが、災害項目の農地災害 復旧事業費のうち工事請負費について、元畑地 区から昭和地区の4つの復旧工事を予定してい るわけですが、工事費について農家1戸当たり の復旧事業費は幾らになるのか。

また、災害復旧工事、この予算書においては 工事請負費となるかと思いますが、これら工事 費についての国庫補助率及び被災農家と市の負 担割合について。また、被災農地の何%が今回 のこの事業で復旧できるのかということ。また、 この負担割合についての見込みの制度設計はど のように行っているのか。

そして、農林水産施設災害復旧費の起債充当率及び交付税措置はどのようなものであるのか。また、このたびの災害というのは、まだ先の話になるかと思うんですが、激甚災害指定に該当する見通しがあるのかどうなのか。ちょっと多いですが伺います。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

下山准一議長 農林課長三浦重実君。

三浦重実農林課長 まず、農地災害復旧事業の中の個人ということでございますけれども、すみ

ませんけれども、個人ということではなくて箇所数と……。この分担金につきましては、農地が50%、施設が65%という負担割合になっています。それは国から助成されますよというふうになっておりまして、このたびの氾濫したことによりまして、元畑地区でございますけれども、3か所、0.65へクタール、受益者の負担は105万4,000円という数字でございます。また、昭和地区につきましては、1か所、0.1へクタールということで、受益者負担分ということで62万8,000円となっております。

また、全体の工事費、今回の概算でございますけれども、1,683万5,000円、国庫補助が891万3,000円、市負担が623万8,000円、受益者負担が168万円となっています。

その負担の設計、負担割合ということでございますけれども、基本的に国の災害復旧では、50%まず国が負担します。残りの50%につきましては市町村と受益者の方で負担をしてくださいというのが最初の考え方です。そういうふうな考え方で行っております。

それで、この受益者の負担割合につきましては市としましては、平成30年の災害におきまして、50年に一度の災害ということでございましたけれども、そのときに受益者の方々からは総工事費の1割を御負担いただくという形で事業を進めさせていただいているところです。それで、今回も、平成30年からこのたびの令和2年まで農家の負担感については変わりはないのではないかということから、今年度も1割の御負担をお願いするという考えでおります。そして、その1割を、100%工事費という考え方で、1割を御負担いただく。残りの90%に対して今後激甚災害のかさ上げ部分が入ってくるというふうな考え方になっております。

激甚災害の指定につきましては、令和2年5月15日から7月31日までの豪雨災害につきましては、8月25日で閣議決定を受けて激甚災害の

指定を受けるというふうになっております。けれども、これからそのかさ上げ部分がどれくらいになるのかというのは、全国的に発生する災害等を加味いたしまして、年度末にどれだけかさ上げ部分が来ますよということから、今現在は国の負担は50%だよという考えの下、負担をさせていただいているところです。

それと、工事費だけがかさ上げ分になると、 国の補助を受けることになっているものですから、ただ、工事をするためには測量設計業務委託ということも必要になってきます。その測量設計業務委託費につきましては、市の負担で農家の方の負担を極力抑えたいなというふうなことで考えさせていただいているところでございます。私からは以上です。

平向真也財政課長 議長、平向真也。

下山准一議長 財政課長平向真也君。

平向真也財政課長 起債の部分について私のほう からお答えさせていただきたいと思いますが、 市の負担分、国の補助の残りの部分ということ になりますけれども、そちらにつきましては充 当率が100%でございます。こちらのほうの後 年度での交付税の措置率ということでございますが、95%となってございます。以上です。

- 3 番(叶内恵子議員) 議長、叶内恵子。 下山准一議長 叶内恵子さん。
- 3 番(叶内恵子議員) ただいまの説明の中で 御回答いただけなかったのが、被災農家1戸当 たりの復旧事業費が幾らかということは返答が なかったんですが。

今回のこの復旧事業は、県を介して国の国庫 補助金に該当する事業になるはずではないかと 思っております。そして、暫定法に基づいて国 庫補助率が見込まれる事業なのではないかと推 察をしているわけです。そうしますと、基本補 助率で制度設計を今しているというふうに理解 をしているんですが、農家1戸当たりの復旧事 業費によって、1次高率、2次高率というふう に補助率がもともとからかさ上げされていくのではないかなと思うんです。そうなっていくと、残った補助残の部分に対して市が90%負担する、そして農家が10%負担するという形になってくれば、農家の負担割合が大きく変わってくると思っているものですから、最初から工事全体に分担金を課すという考え方ではなくて、暫定法であるのであればそういった制度設計というか計算ができるのではないかと思っているんです。そうなれば市の負担割合も軽減される、また農家の負担割合も軽減されるというふうに私は見通していたわけなんですが、その点についてはどのようであるのかということですね。

また、最上郡内ですけれども、こういった災害については町村の大小にかかわらず同じ事業が当てられるかと理解しております。そうすると、周辺町村で暫定法に基づいた補助率の決定をしている場合、農家の負担割合が随分違ってくるということで、新庄市の農家にとっても、何でこんなに違うんだという意見が出されてきます。そういった点についてどのように考えているのか伺いたいと思います。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

下山准一議長 農林課長三浦重実君。

三浦重実農林課長 先ほど個人負担につきまして お答えできなかったということで、今、資料の 中でお答えをさせていただければなと考えてい るところです。

一つ一つ、元畑地区につきましては、農地、 土砂の流入ということで概算では1,265万円を 見ているところでございます。農地が50%、施 設が65%、国庫補助率につきましては632万 5,000円、市の負担を40%と考えまして506万円、 受益者負担は概算費用の10%ということで126 万5,000円。元畑地区1件目につきましては、 概算費用101万2,000円、国庫補助50万6,000円、 市負担40%ということで40万4,800円、受益者 負担につきましては10万1,200円。あと元畑地 区につきましてもう1件、概算費用では138万円、国庫補助率69万円、市負担は55万2,000円、受益者負担113万8,000円。

次、昭和地区でございますけれども、こちらは、農地の部分、のり面の崩落または用水路の破損ということで、まずは農地の部分につきましては100万円を見込んでおります。農地50%ですので50万円、市負担が40万円、受益者負担が10万円。昭和地区の施設、水路の破損でございますけれども、300万円を見込んでおります。65%の国庫補助率でございますので195万円、市債が75万円、受益者負担が30万円ということで、個人ごとの費用負担の内訳を説明させていただきました。

それから、他の町村と新庄市のなぜ設計が違 うのかというふうな御質問で、それにおける受 益者の負担は大きく変わってくるのではないか というふうな御質問だと思います。

まず、私ども平成30年度の考え方を踏襲をしましたというふうなこと。まずは税の負担の公平性からいいますと、無償で、受益者の方からゼロという形でスタートしていいものかということが1つございました。そして、まず100%、そして1割については受益者負担していただくものとしてまず、そして残りの90%に対しまして暫定法、激甚法という形で上乗せの設計をしております。そして、これは町村の考え方でございます。新庄市は1割の負担をいただきました。では、他の町村はゼロですよ、そうしますと、100あるうちに、その中の暫定法、それから激甚法ということでぐっと国の負担は増えることになります。おっしゃるとおりなんです。

そもそも、ではなぜ新庄市は1割の御負担をいただく考え方になったのか。これは、税の公平性からいって、利用する者と利用しない者、同じ利益を受けていいのだろうか。皆さんに御負担をしていただくという基本的な考え方に立ちまして、まずは御負担をいただき、でないと、

例えば小規模災害では2分の1、これは法令に基づいて2分の1の、例えばAという人が国庫補助を受けてゼロになりました、隣の小規模災害の方は2分の1を御負担していただかなければならない、そういうふうな不公平感。そういうふうなことからやはり御負担をいただくべきであるというふうな平成30年度の判断に基づいて、今回も設計させていただいています。

ただ、1割の負担でありますけれども、私どもは測量設計業務委託は市で持っていますよというふうにお話をしました。平成30年度の最終的な御負担、測量設計業務委託を含めた形ですと6.6%の受益者の方の負担となっています。そして、他の町村は100%だから、それはいいでしょう。あとは、測量設計業務委託費は頂きますよというところもあれば頂かないよというところもあります。あと、小規模災害とそのバランスをどう説明をしているのかは、私にはちょっと分からないところがございます。

ですから、決して負担感のある負担を受益者の方、困っている方にお願いをしているということではございません。新庄市ではできることをできる範囲でさせていただいているというふうに御理解をいただければなと考えております。以上です。

- 3 番(叶内恵子議員) 議長、叶内恵子。 下山准一議長 叶内恵子さん。
- 3 番(叶内恵子議員) すみません、暫定法に よればですね、先ほどから総額に対しての負担 の金額などは御説明いただくんですが、制度と いうか補助率を決定していく場合、被災農家の 1戸当たりの復旧事業費について御回答いただ けないのが残念だなと思っております。

この金額、1人当たりの復旧事業費の額によって、基本補助率は最初は50%ですが、1次高率については80%になり、2次高率については90%になるわけです。そうしますと、全体の工事費のところから国の補助金の補助率が変わっ

てくる、上がってくるわけですから、残った補助残について新庄市が90%、そして農家が10%という計算にすることができるのだと理解するんですが、最初の段階から工事費に対して10%ということではもともとはなくてもいいのではないか、これが国の制度設計なのではないかと理解しているわけです。

そして、農家の負担割合を最大限に軽減して いる、そして税の公平性ということなんですが、 平成30年度にも照らし合わせなければいけない ということなんですが、平成30年度に豪雨災害 があって、今回それを超えるような、降雨量に ついては平成30年度よりも新庄市においては少 なかったのですが、やはり県全体で降ってきた ときに、あの最上川の増水の本当に激甚と言え るような状態を見た場合に、これから先、こう いった天候の異常によってより一層災害を受け ることが多くなるというか、それはまだ先は分 からないことですが、現に起きてしまっている わけです。そうした場合に農家の方々が同じよ うな状態で被災をした場合、自分の責任によら ない天災によって被災をした場合に、そこに復 旧費が過分にかかってくることになると、やは りもうやめようかという農家はどうしても増え てくるんだろう、それが新庄市の現状ではない のかなと思うわけです。

そうした場合に、この国の制度をしっかりと 活用して農家の負担割合をやはり減らしていく ということは、本当に政策として重要なのでは ないかと思うところなんです。今回、こういっ た災害が山形にかかわらず他県でも起きており ます。他市で、市町村類型で4の3という都市 化が進んだ一般市の方とも情報交換などをした んですが、そちらの自治体もこの制度を活用し て、やはり過去に例のない豪雨による自然災害 が頻繁に起こる可能性が高いという考えの下に、 農地について被害が広範囲にわたって、農家が 手の打ちようのない状況に陥っていくことにな らないように、また、農地を地域の産業として 健全に守り育てるために、国の支援による災害 復旧事業の採択を受けられるよう作業を進めて いると。農家の負担軽減を図っていくんだとい う強い意志があるということを理解し、聞き及 んでおります。

新庄市においても、山形県内の中でも4位になる農地面積を誇っていると理解しております。そういった中で、新庄市においては特に農地を地域の産業として健全に守り育てるということが、そして農家の営農意欲を失わせないということが本当に重要なのではないかと考えるんですが、制度について、またこういった考えについてどのように考えているのか伺いたいと思います。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。 **下山准一議長** 農林課長三浦重実君。

三浦重実農林課長 まず先に暫定法につきまして、または激甚指定におきます補助残につきましてでございますけれども、今現在50%ということでございますけれども、今後市が手続をしまして、12月頃になろうかと思いますけれども国の査定を受けて、1月頃に暫定法によるかさ上げ部分が確定されると考えております。

続きまして、激甚指定を既に受けておりますので、その算定につきましてのプラスアルファの部分につきましては、例年どおり考えますと年度末というふうな形で交付される流れとなっております。

また、農家負担の考え方、このような状況の中で本当に困っている農家について手厚い方策がないのかというふうなことでございますけれども、国の補助につきましては、100%国が補助をしませんよ、一部の負担ですよと、やはり地元の負担をいただくというのが原則でございます。先ほどお話ししましたように、100%の事業費の中で50%はまず国が見ますよと。あとは、残りの50%につきましては、その市町村、

受益者の考え方で決めてください。ですから、 他の市町村は100%農家負担をいただかないで 計算をしますよと。私どもは1割を前提として いただきまして制度設計をしますよと。

そして、その全ての税の公平性ということで またお話を戻させていただくようで大変申し訳 ないんですけれども、激甚災害を受けたその地 域の中で、Aという人はゼロですよ、負担はあ りませんよと。県の小規模災害事業において負 担をいただくことについては、2分の1の負担 をいただきますよ。同じ災害の中でこの負担割 合はどうなんだろうか。全ての農地を、新庄市 が税をつぎ込んで、税を使って修繕をしていく というふうな考え方でございます。それにつき まして、平成30年度の災害においては1割の負 担をいただくという形で進めさせていただいて おります。何度も同じことを言って申し訳ござ いませんけれども、そのときの負担感と2年後 の今年の負担感、変わりはないということで説 明会に臨ませていただきました。

そして、このようなお話をさせていただきまして御理解をいただいたということで、私どももあの現状、8月8日説明に行ったとき、まだ片づけも終わっていない、泥だらけの形で7時に集まっていただきました。その中で、どうしても3週間以内に国に報告をしなければならないというタイミングで話をさせていただいて、負担はやはり大変だけれども、やむを得ないなというふうな形で御理解をいただいたというふうに考えているところです。御理解をお願いいたします。

下山准一議長 ほかにありませんか。

4 番(八鍬長一議員) 議長、八鍬長一。

下山准一議長 八鍬長一君。

4 番(八鍬長一議員) 補正予算書の8ページ、 11款災害復旧費1項農業費1目農地災害復旧費 のうち、10節から18節までの農地災害復旧事業 について、一部重複する点はあるかもしれませ んが、質問いたします。

この補正予算書では3か所の復旧をするということでありますが、この3か所で今回被害を受けた全面積のうちの何%が復旧する見通しにあるんでしょうか。

産業厚生常任委員会では8月4日に現地視察をさせていただきました。水の力の大きさに、改めてその怖さということを感じました。地元の古老に話を聞きますと、八十何歳だけれどもそんな経験はないと言っていますから、私は100年に一度の最上川水系における被害ではなかったかというふうに思います。3日前の山形新聞ではまだ稲刈りができないということが大きく報じられていましたし、あの地区も砂利が入っていて機械が入れないということで稲刈りがほとんどがされていません。

水害から3か月たちましたけれども、本当に 地元の農家の方々は大きなパンチを食ったと思 います。3か月たってやっと起き上がったけれ ども、その次のファイティングポーズが取れな い、そういう状況にあるんじゃないかと思いま す。そういった場合、行政がやるべき役割とい うのは、農家に寄り添って今後の新庄市の農業 振興を考えていくべきではないか。新庄市の農 地面積は4,800~クタールあります。その全体 から見れば僅かな農地かもしれませんけれども、 その姿勢をこのたびは示すべきではなかったか なと思います。

やっぱり意欲をどう農家の皆さんに持っても らうかということが非常に大切なわけでありま して、そういう点では、1割負担が先にありき、 平成30年の負担割合、そこを超えてはならない ということを最初に言っていますけれども、そ こはもっと柔軟に考えて新庄市の農業というこ とを考えていくべきではないかと思います。多 分、激甚災害に指定なるでしょう。この前例は、 これから起きるいろんな災害に、この激甚災害 を超えるような災害というのはそうないでしょ うから、それに適用になっていくと思われます から、しつこいようですが、くどいようですが、 そういう聞き方をしているんです。

一番心配なのは、先ほど質問しました農地面積の何%が復旧する見通しなのかということで、では復旧しないところはどうなっていくか。耕作放棄です。いずれは原野になって、誰もそこを耕さないという状況が一番怖いわけであります。水害だけではない、後継者などの問題もありますけれども、そうならないようにしていくことが私たちの課題ではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。 **下山准一議長** 農林課長三浦重実君。

三浦重実農林課長 このたびの最上川の氾濫によりまして約55ヘクタールの冠水を確認しております。その中で今回どれだけの面積かというと0.7ヘクタール、54ヘクタールのうちの0.7ヘクタールが今回の国の災害復旧に対する申請というふうになっております。そのほかにつきましては、今集計をしておるところでございますけれども、小規模災害という形で随時対応させていただきたいと考えているところでございます。

その小規模災害の中で何が特徴的なのかということをお話しさせていただきますと、ポンプです。13か所で水中ポンプが流されましたということで、早速これも対応しなければならない。今まではのり面の崩壊等の工事が一番問題になっておりましたけれども、このたびの水害でポンプが流されましたということでございます。それに対しては随時対応していきたいと考えているところでございます。

また、このたびの水害で、鶴の子地区、刈取りはどうなんだろうかというふうなことで現場を拝見させていただきました。泥はかぶっていました。そして、刈取りのほうは何とか行われているようです。共済のほうに確認をしましたところ、今調査中ではっきりしたことは言えま

せんけれども、かなり収量が落ちているような 状況です。畑地区につきましても、まだ刈取り ができないような状況というのも確認させてい ただいております。それから、元畑地区につき ましては、本当にすごい、水の力というのはす ごいものだなというふうなことで確認をさせて いただきまして、やはり刈取りができないんだ というふうなことでございます。

それでは、ではこのたび令和2年度におきましてまだ手を挙げていない今後の方々についてどう考えているのかというふうな御質問でございますけれども、まだ予算取りも御説明もさせていただけない中で検討させていただきたいという案件が1つございます。

このたびの11節の87万5,000円、当初予算に 盛り込ませていただいております。この考え方 は、平成30年度に起きた災害に対応する予算措 置と、35万円の5か所、その2分の1補助とい うふうに考えさせていただいているところでご ざいます。これにつきましては、その当時はや はり、経費をかけて直すのかというふうに戸惑 われた方につきましても、国が考えている3年 間の間であれば直していいですよというふうな ことで、それを踏襲した形で、県はこの小規模 災害は1年で終わりますけれども、国は3年見 ていいよ。ただし、お金が出てくるわけではな いので単費で予算計上させていただいておりま して、1か所は直していただきました。もう1 か所については検討しているというふうなこと でございます。

ですから、ここで断言することはできませんけれども、御理解をいただきながら、来年度につきましては、今後令和3年、4年という形で災害に対応できるように検討していきたいと考えておりますので、御理解よろしくお願いいたします。

4 番(八鍬長一議員) 議長、八鍬長一。 下山准一議長 八鍬長一君。 4 番(八鍬長一議員) 災害全体のうちの7反歩しか復旧対象になっていないということです。たった7反歩ですよ。残る面積が耕作放棄にならないように今後とも指導していただきたいと思いますし、私も地元の皆さんにそういう働きかけをしますけれども、今後、市農業行政としてどうその辺をしていくのか、再度返事をお願いしたいと思います。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。 **下山准一議長** 農林課長三浦重実君。

三浦重実農林課長 1つ訂正をさせてください。 私、水に冠水をしたということで54へクタール ということで説明をさせていただいたつもりで ございますので、実際にどれぐらいの災害があったかというのは、個々に測量させていただい て積み上げていかせていただきたい。その中で 今回の0.7〜クタールについては、国に申請する段階でこれだけの面積という形で報告をさせ ていただきましたので、確認をすることができたというふうなことでございます。

今後の農政、被災された皆様方に対して今後 新庄市はどう考えているんだというふうなこと でございますけれども、私たちもできる限りの 対応をさせていただきたいというふうに、熱意 を持って対応させていただきたいというふうな ことでしか今お答えできないんですけれども、 補正予算の枠の中で、皆さん取りこぼしがない ように連絡を密にしまして、関係機関と連携を 取りながら対応していきたいと考えております。 どうかよろしくお願いいたします。

下山准一議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時58分 休憩 午前11時08分 開議

下山准一議長 休憩を解いて再開いたします。 ほかにありませんか。 1 **番(佐藤悦子議員)** 議長、佐藤悦子。 **下山准一議長** 佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) 6ページの13款2項1 目で農地等災害復旧事業費分担金、農家負担ということで、これが多分大規模のほうの農家10%の負担かなと思います。また、8ページの11款の1目の小規模農地等災害緊急復旧事業費補助金714万6,000円というのが出ておりまして、この金額、2分の1受益者負担と先ほどからありまして、小規模の場合は農家の負担が714万6,000円と見込んでいるのかなと思って見ているところですが、それぞれ何件なのかということでお願いします。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。 **下山准一議長** 農林課長三浦重実君。

- **三浦重実農林課長** 見込みということでございますけれども、今現在は15件を見込んでおります。 その中の13件が先ほどお話をさせていただきましたポンプ修繕と買換えということになっています。
- 1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。 下山准一議長 佐藤悦子さん。
- 1 番(佐藤悦子議員) 先ほどからの皆さんのお話の関連でなんですが、大規模の災害の場合の農家の負担が10%、それから小規模の場合は2分の1が農家の負担だということなどについてなんですが、特に、まず大規模のほうでは、見ますとほかの町村よりも市の負担が大きいという声がありました。今回もかなと思われる災害のあった大蔵村では、50%国、そして補助残50%のうちの10%が農家負担ということで、大蔵村の場合は5%の農家の負担だということでした。

また、戸沢村をお聞きしてみたところ、戸沢村では、確かに先ほど課長がおっしゃったように、測量費などについても農家負担があるんだというお話もありましたけれども、例えば平成30年度の場合は、ある県の工事を見てみると結

局農家負担は29分の1でした。つまり3%から4%の間での農家負担にしていただいていたということが分かりました。これはなぜかというと、激甚災害などの補助を受けると工事費だけで97%から98%もの補助になって、市が、おっしゃったように工事費は市町村が払っているんですけれども、国庫補助を引いてみると残りが3%から4%、工事費だけで見れば2%から3%の農家負担で済んだという話でした。

このように考えていくと、激甚災害指定を受 けているわけです。そして、補助金が上がるだ ろうということが、どのぐらい上がるかははっ きりはしていませんけれども、上がるだろうと いうことが分かれば、国の補助が年度末に来た 段階で市の負担が確実に減るわけです。できれ ば、その段階で農家の負担を軽減できるのでは ないかと思うんです。戸沢村のように工事費の 97から98%も補助が出たということですので、 そういったことも、激甚災害指定の結果で多分 農家の負担が減るんじゃないかなと。市の負担 が減るので農家に対して補助を……、10%もら うと今回決めたとしても、激甚災害指定で補助 が来たからといって負担を少なくしていただけ るということで農家に言っていただければ、非 常に農家としては助けられるというか、そうい うことになるだろうなと思うんですが、どうで しょうか。

激甚災害指定で、さらに今回の災害の補助の場合は、先ほど財政課長からも言われたように、地方債を増やした場合、償還はほとんど交付税措置ということで大きく来るわけです。それを考えたときに、やはり農家に続けていただけるように、少しでも負担が少なくなるように、ほかの町村の頑張っている姿などを参考にしながら、今後、今回10%と決めたとしても激甚災害指定が来たのを見て下げるというか、農家の負担を、今のところ10%ですが、下げることができたよというふうに言っていただければ、農家

としては大変ありがたいというふうに思うんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

下山准一議長 農林課長三浦重実君。

三浦重実農林課長 分担金の考え方ということで ございます。先ほど来私のほうからお話しさせ ていただくのは、やはり税の公平性をどう考え るかということだと思います。50%、残りの 50%については新庄市と受益者の方で決めてく ださいよというのが国の考え方なんです。その中で、平成30年度の段階でひとつ1割の御負担 をいただきましょうという形で事業をさせていただいております。今おっしゃったように小規模のお話もしていただきましたけれども、同じ 大きな災害と隣に小規模災害があったとき、大規模災害にはすごい融通があって、小規模災害は2分の1負担をしなければならないのか。それだって制度設計の中で決まっていることでございます。

また、税を納める側。市税は投入されるわけなんです。測量設計業務委託につきましては、前回の結果では事業費の半分が測量設計業務委託ということにもなっておりますし、最終的な測量設計業務委託を含めた個人の分担費用は6.6%と、1割だけが今走っておりますけれども、6.6%という形の御負担内容になっています。

今後、国が激甚指定をしたときに何%になるのか不明な中で、やはり平成30年度の考え方を踏襲をさせていただきたいということでこの予算額を上程させていただいておりますので、何とぞ御理解をいただきたいなと考えているところでございます。以上です。

1 **番(佐藤悦子議員)** 議長、佐藤悦子。 **下山准一議長** 佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) 新庄市の農業、産業として大事なのが農業だというふうにみんな認識しておられるわけです。そして、農業の中でも

特に稲作が一番大きく言われているところなん です。ところが、米の価格がこの間も市内の業 者の方から大暴落したという話をお聞きしてび っくりしたんですが、がっかりしたというか。 そういうふうに農家の方が一生懸命作っても価 格が保障されていない。結局ぎりぎりで、赤字 で農家を、米作りをしているという方が多いよ うな気がします。そういう方々にやめてもらっ ては困る、できれば続けていただきたい、頑張 っていただきたい。そういう意味を込めて私は、 これは農家でなくても、新庄市民の多くの方は 農家に頑張ってもらいたいとみんな思っている と思います。そして、田んぼがあることが新庄 市の最高の宝でもありますし、これを守るとい うことを考えたら、これは全市民的な課題では ないかと、新庄市の大きな課題ではないかと、 米を守るということ、農地を守るということ。

それを考えたときに、私は、農家が災害を受 けて田んぼをもう1回できるようにするなどの 災害対策について、市の負担ができるだけ低く できるようにするというのは、これは税の公平 性でもあると私は思います。市民が望んでいる ことだろうと思います。田んぼがなくなっては 困ると多くの方が思っているわけですし、そう いう農家は、はっきり言って私は本当は公務員 並みに生活を保障できればいいだろうと思って いますが、全然そこが届いていない。そういう 中でぎりぎりでやっている農家に対して応援す るというのが、行政として最大限応援できる、 激甚災害指定を受けたら補助が多く来る。そう したら農家の負担が減らせると。そういうふう にもう少し頑張っていただけたらいいのではな いかと思うんですが、どうでしょうか。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

下山准一議長 農林課長三浦重実君。

三浦重実農林課長 農家の方の状況、御負担、議員と同じ考えでございます。何とか支援をしていきたいという考え方は同じであろうかと思い

ます。ただし、私ども、先ほど何回となくお話をさせていただいておりますけれども、それでは災害が起きたときにどこまで市が市税を投入して守っていくべきものなのか。個人の財産についてどう税をつぎ込んでいったらいいんだろうか。税を納める側のお気持ちも考えないといけないのではないかなと考えています。

公共施設、皆さんが利用する道路に対して税をつぎ込むことに対して、誰も不満をおっしゃる方はいないと思います。ただし、個人の財産に対して全て市が補塡をする、守っていくというスタイルが果たして正しいものなんだろうか。私も随分考えさせていただいた結果、やはり踏襲をさせていただきたいと。平成30年度に起きた災害もこのたび受けた災害も、災害を受けた方については同じはずなんです。ですから、同じ負担をいただくというふうなことで制度設計をさせていただいたところです。よろしくお願いいたします。

下山准一議長 ほかにありませんか。 14番(石川正志議員) 議長、石川正志。 下山准一議長 石川正志君。

14番(石川正志議員) 端的に1点だけお伺い します。本来であれば12月定例会の話題かなと 思います。これは、被災された方々が早く復旧 してほしいから、あえて10月臨時会を設定した のかなと推察しますが、これまでの質疑の中で、 課長答弁の中で地元説明会というものが開かれ たと。事業の詳細を説明する中で、実際被災さ れた方々、つまり農家の方々はこの今回提出さ れている復旧案に関しては賛成、賛同されているんですか。

三浦重実農林課長 議長、三浦重実。

下山准一議長 農林課長三浦重実君。

三浦重実農林課長 このたびの国の災害に対しましては、賛同いただいて申請をしていただいているというふうに考えておるところでございます。以上です。

下山准一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ 討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、 議案第104号は討論を終結し、直ちに採決する ことに決しました。

これより採決いたします。

議案第104号令和2年度新庄市一般会計補正 予算(第8号)は、原案のとおり決することに 御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、 議案第104号は原案のとおり可決されました。

閉会

下山准一議長 以上で、今期臨時会の日程は全て 終了いたしましたので、閉会いたします。 御苦労さまでした。

午前11時23分 閉会

新庄市議会議長 下山 准一

会議録署名議員 八 鍬 長 一

リング と 藤 卓 也